

「全国版空き家・空き地バンク」の仕様 並びに参画方法等について

目次

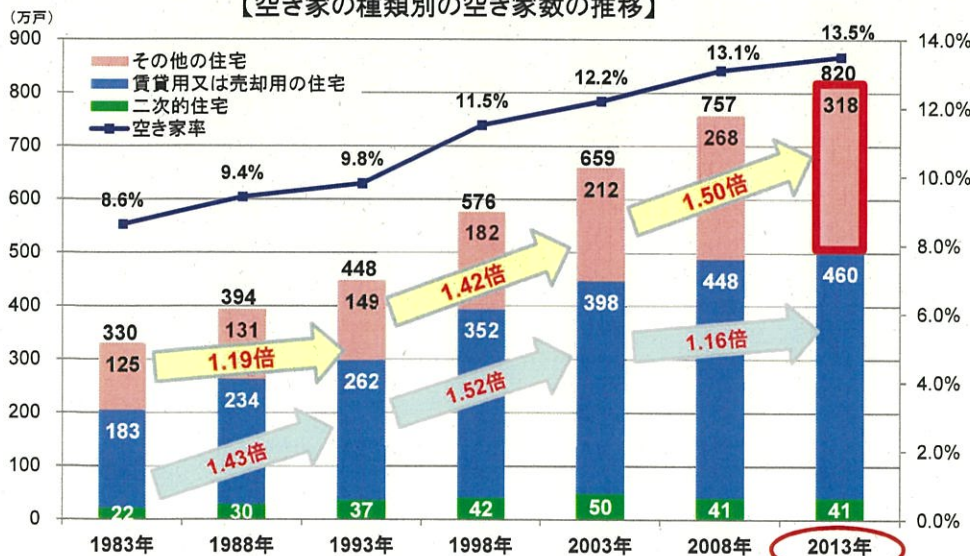
1. 空き家の現状・・・P.1～P.8
2. 全国版空き家・空き地バンクの詳細・・・P.9～P.11
3. 空き家バンク設置状況・・・P.12～P.14

1. 空き家の現状

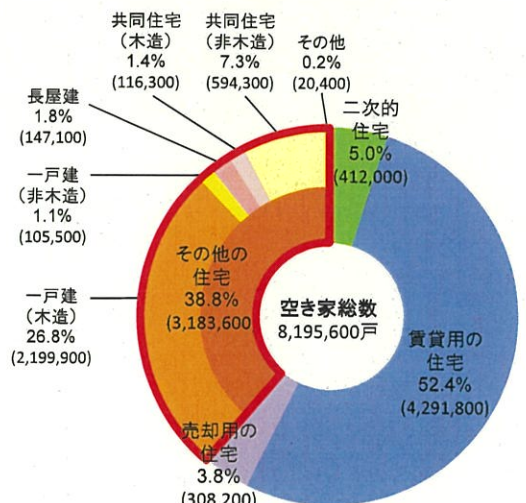
空き家数の推移と種類別内訳

- 住宅・土地統計調査（総務省）によれば、空き家の総数は、この20年で1.8倍（448万戸→820万戸）に増加。
- 空き家の種類別の内訳では、「賃貸用又は売却用の住宅」等を除いた、「その他の住宅」（いわゆる「その他空き家」）がこの20年で2.1倍（149万戸→318万戸）に増加。
- なお、「その他の住宅」（318万戸）のうち、「一戸建（木造）」（220万戸）が最も多い。

【空き家の種類別の空き家数の推移】



【空き家の種類別内訳】



【出典】：平成25年住宅・土地統計調査（総務省）

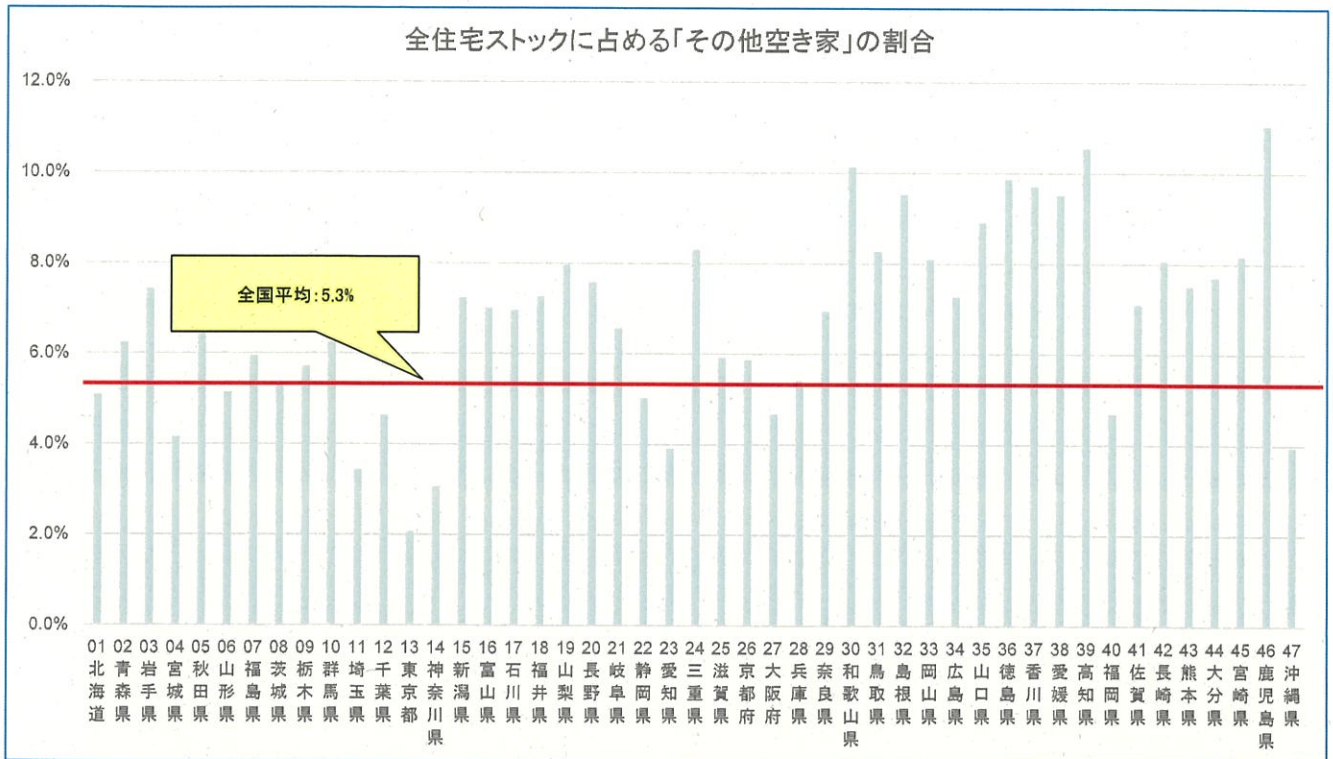
【空き家の種類】

二次的住宅：別荘及びその他（たまたま寝泊まりする人がいる住宅）

賃貸用又は売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅

その他の住宅：上記の他に人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

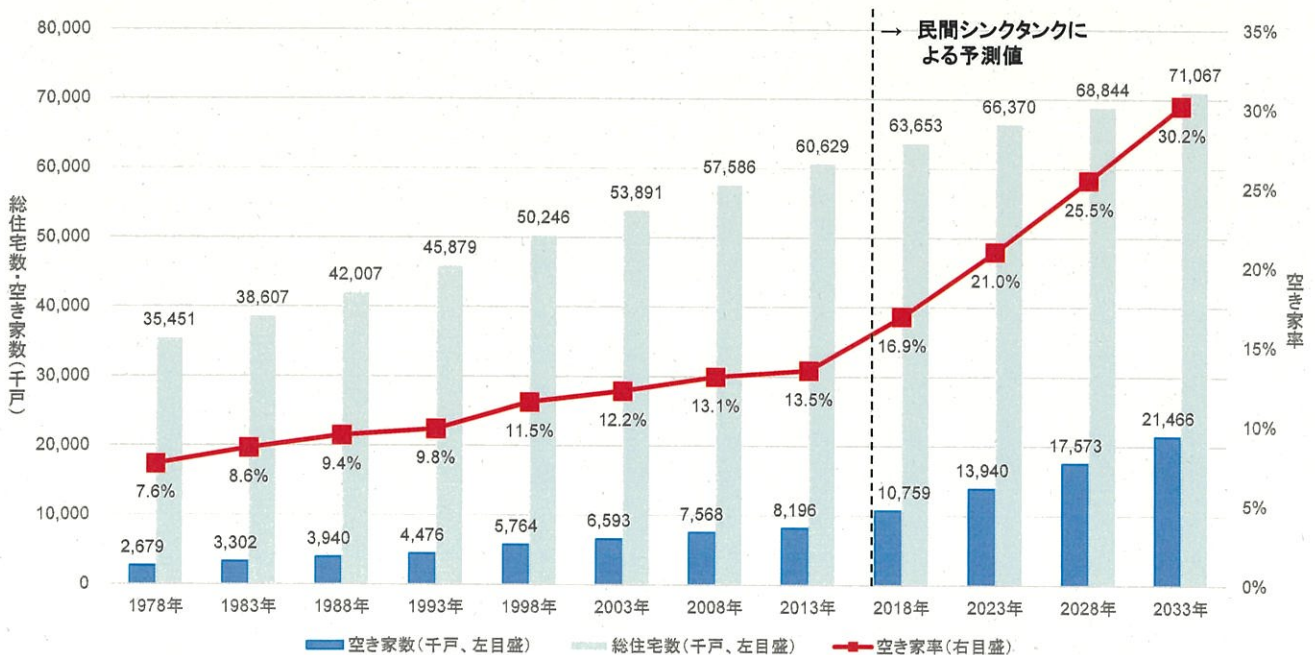
- 全住宅ストックに占める「その他空き家」(長期不在・取り壊し予定などの住宅)の割合の全国平均は5.3%。
- 鹿児島県、高知県、和歌山県は、「その他空き家」の割合が10%を超えている。



出典：平成25年住宅・土地統計調査（総務省）

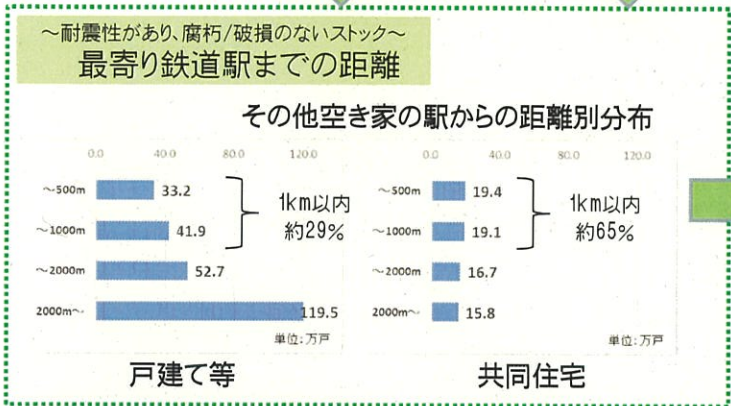
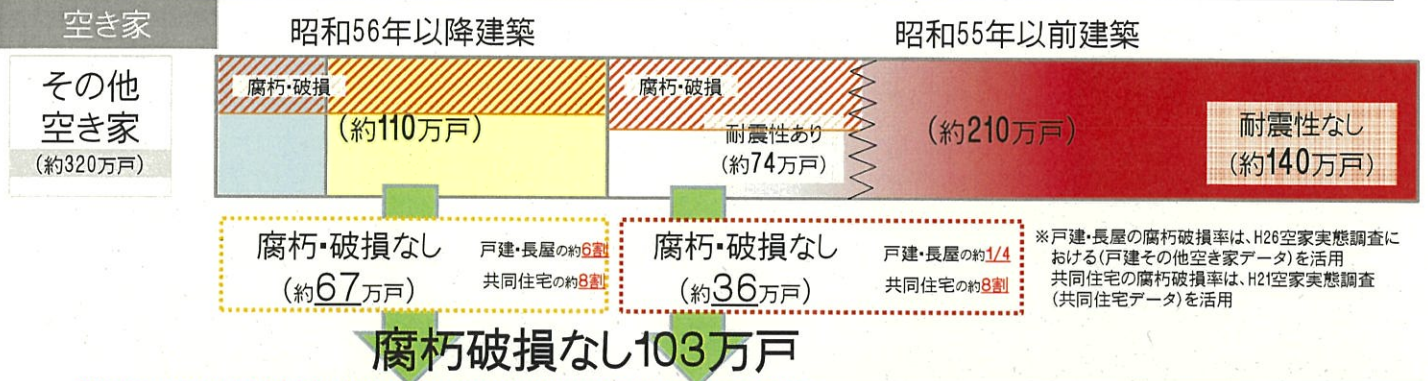
空き家の将来予測

- 民間シンクタンクの予測によれば、新設住宅着工戸数が減少しても、それを上回るスピードで世帯数が減少し、既存住宅の除却や住宅用途以外への有効活用が進まなければ、2033年の総住宅数は約7,100万戸、空き家数は約2,150万戸に増大、空き家率は30.2%に上昇。



(出典) 実績値は総務省「住宅・土地統計調査」
予測値は株式会社 野村総合研究所

○ 活用可能と考えられる空き家の数(一定の条件※)の下で試算)は、全国で約48万戸。
 (※駅から1km以内で、簡易な手入れにより利用可能なその他空き家)



駅から1km以内で、
 簡易な手入れにより
 活用可能なその他空き家

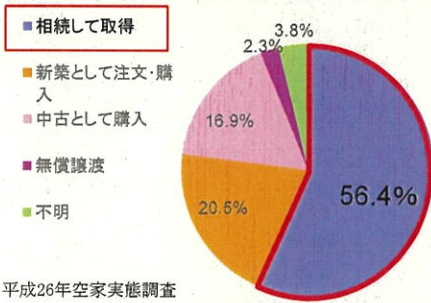
全国で約48万戸

出典：住宅・土地統計調査(総務省)、空家実態調査(国土交通省)
 ※ 建築時期が不詳であるものについては投分して加算している。
 ※ 空き家の建築時期は、空家実態調査に基づき推計している。
 ※ 建築時期が昭和55年以前の「耐震性なし」とされているストック数については、国交省推計による建て方別の耐震割合をもとに算定を行った。

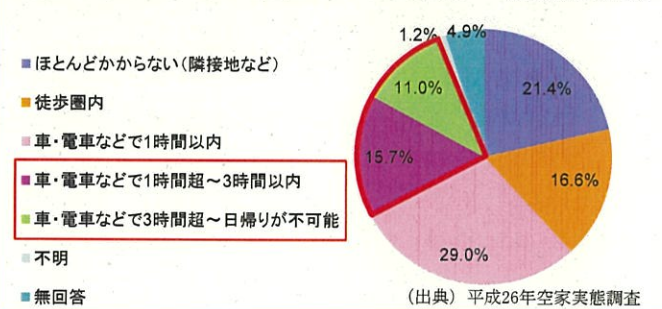
空き家の取得原因等

- 空き家となった住宅(戸建てのいわゆる「その他空き家」)の取得原因は、相続が半数以上を占める。
- 戸建ての空き家の所有者の約4分の1が遠隔地(車・電車などで1時間超)に居住。

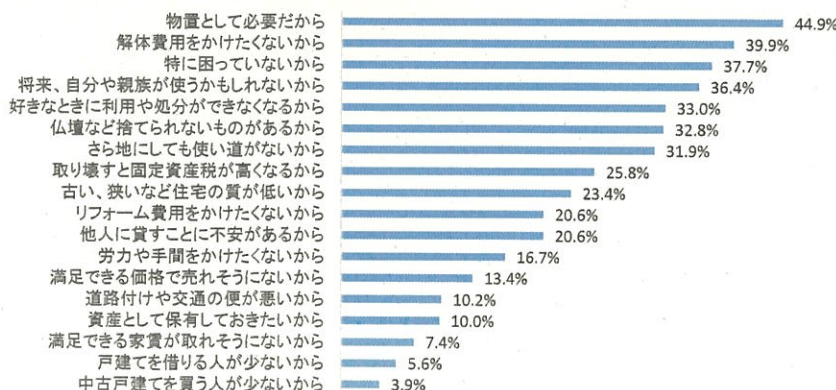
■ その他空き家となった住宅を取得した経緯 (回答数n=897)



■ 空き家の所有者の居住地からの距離 (回答数n=2,140)

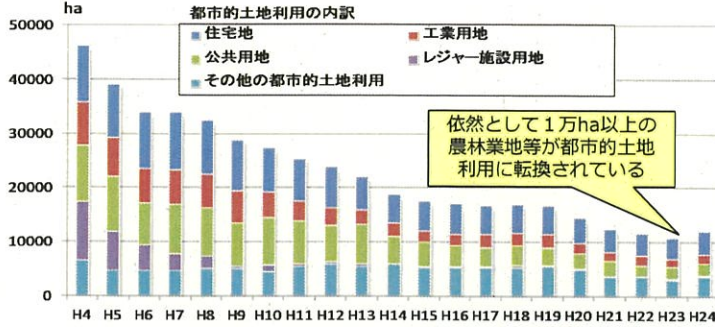


■ 空き家にしておける理由(複数回答) (回答数n=461)



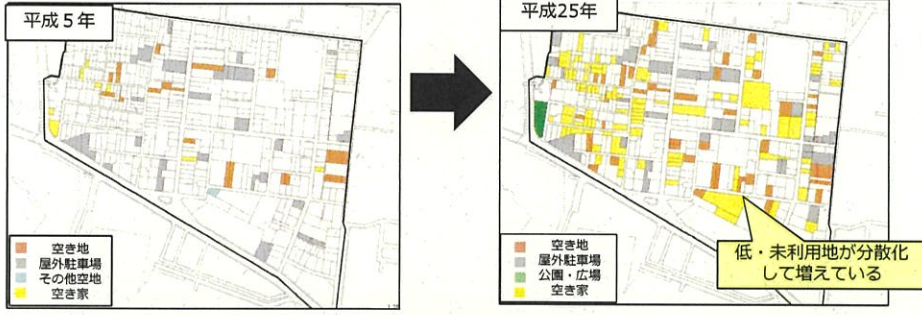
- 経済活動、産業構造の変化や少子高齢化・人口減少等の社会構造の変化により、空き地は増加傾向にある。
- 空き地は個々の所有者の意向によって散発・離散的に発生し、多くの場合まとまりなく存在している。

農林地から都市的土地利用への転換面積の推移及び転換後の用途内訳



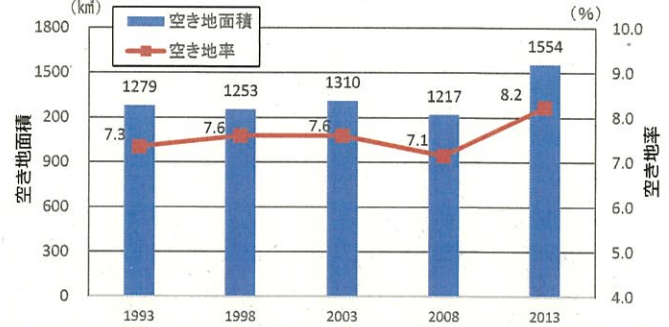
(出典) 土地白書

低・未利用地の変遷 (近畿の地方都市の一般住宅地)



(出典) 国土交通政策研究所「空地等の発生消滅の要因把握と新たな利活用方策に関する調査研究」

全国の空き地面積と空き地率



(注1) 本調査における「空き地」には原野、荒地、池沼などを含む
 (注2) 2008年の数値は過小推計となっている可能性があることに留意。

(出典) 国土交通省「土地基本調査」

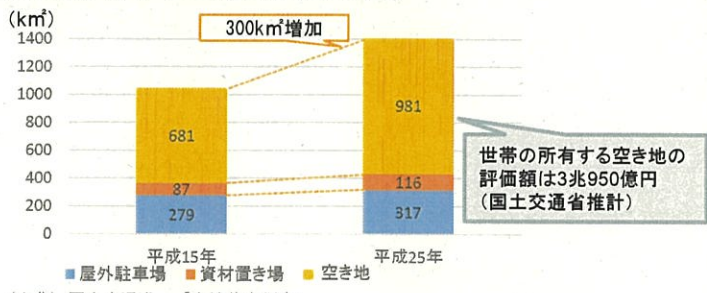
人口減少により、新たな都市的土地利用の需要は少なくなるにも関わらず、依然として農業的土地利用から新たな都市的土地利用への転換は進んでおり、一方で、市街地において低・未利用地が増えている。

土地利用の非効率化

世帯の所有する空き地の取得原因等

- 世帯の所有する空き地は10年間で300km²増加。
- 世帯の所有する空き地について、平成15年と平成25年の状況を比較すると、相続・贈与で取得した空き地が大きく増加している。

世帯の所有する土地利用の変化



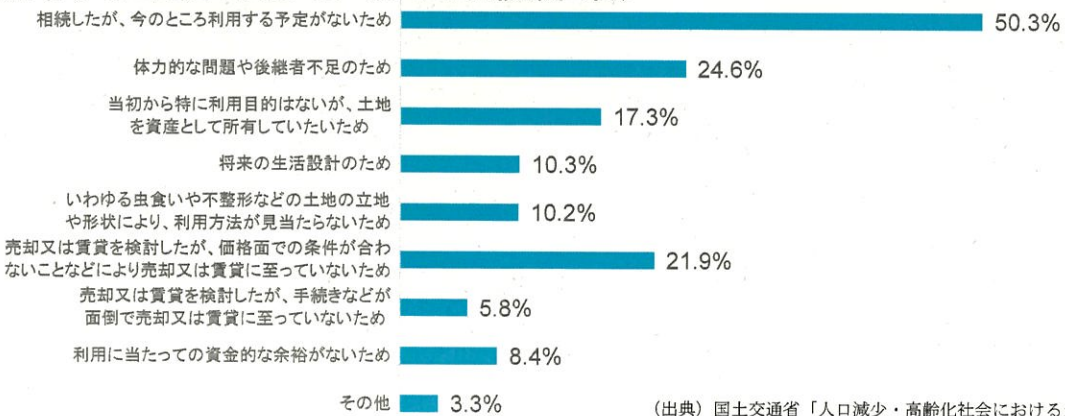
(出典) 国土交通省「土地基本調査」
 (注) 本調査における「空き地」には原野、荒地、池沼などを含む

世帯の所有する空き地の取得方法

取得方法	平成15年 時面積 (km²)	平成25年 時面積 (km²)	増加率 (%)
国・都道府県・市区町村から購入	25	22	-12%
会社・都市再生機構・公社などの法人から購入	69	48	-31%
個人から購入	160	172	8%
相続・贈与で取得	394	701	78%
その他	24	29	20%
不詳	9	10	1%
総数	681	981	44%

(出典) 国土交通省「土地基本調査」
 (注) 本調査における「空き地」には原野、荒地、池沼などを含む

所有する土地を利用していない理由(複数回答)



(出典) 国土交通省「人口減少・高齢化社会における土地利用の実態に関する調査」

- 管理不全な空き家等による外部不経済は、防災・防犯、衛生、景観など多岐にわたる。
- また、空き家等の管理不全は、物件の市場性の低下をもたらし、不動産としての有効活用機会損失にもつながる懸念がある。

想定される問題の例

○防災性の低下

倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下
火災発生のおそれ

○防犯性の低下

犯罪の誘発

○ごみの不法投棄

○衛生の悪化、悪臭の発生

蚊、蠅、ねずみ、野良猫の発生、集中

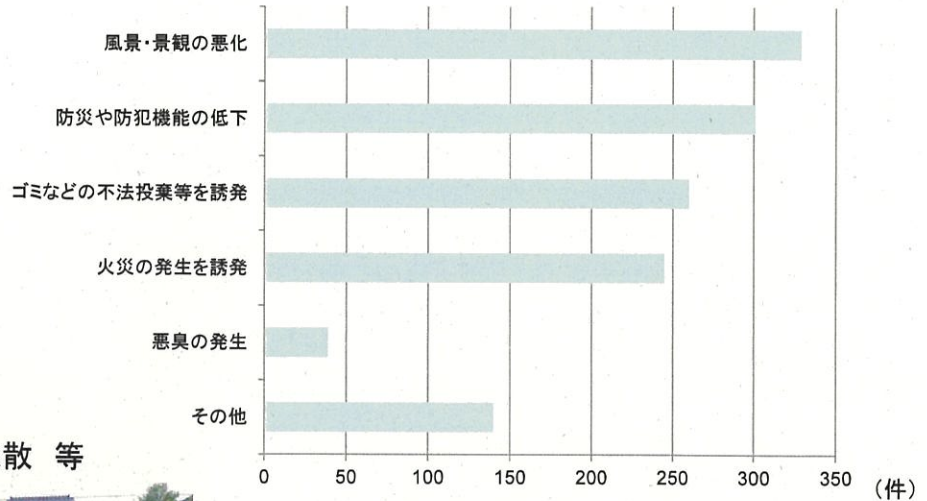
○風景、景観の悪化

○その他

樹枝の越境、雑草の繁茂、落ち葉の飛散 等



管理水準の低下した空き家や空き店舗の周辺への影響

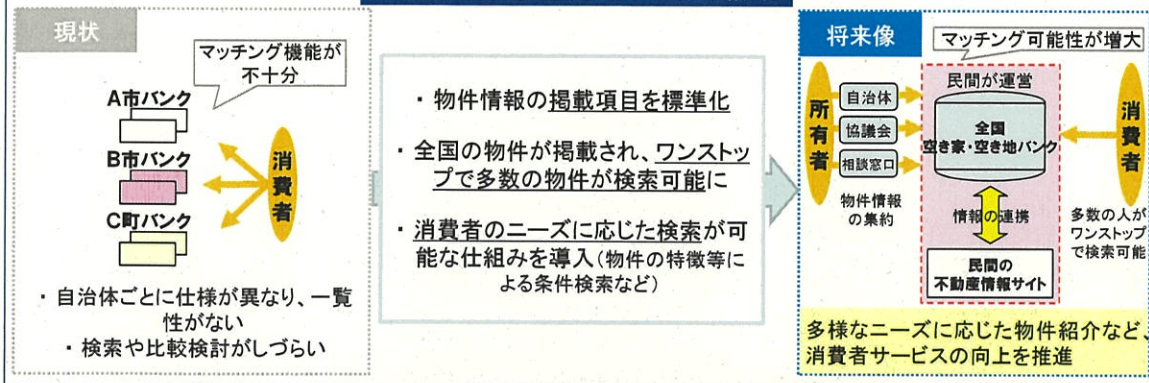


※国土交通省による全国1,804全市区町村を対象とするアンケート(H21.1)結果。回答率は67%
※上記の件数は、複数回答によるもの

2.全国版空き家・空き地バンクの詳細

- ・ 需給のミスマッチの解消や新たな需要の創出等により、**空き家・空き地等の流動性を高め、有効活用を推進。**
- ・ 具体的には、全国の空き家・空き地等の検索が可能な**全国版空き家・空き地バンク**の構築、空き家・空き地等の流通促進のために**先進的な取組を行う団体等への支援**を行う。

全国版空き家・空き地バンクの構築



施策の効果

○空き家・空き店舗の再生



移住者に売却・賃貸

○新たな消費・投資の喚起



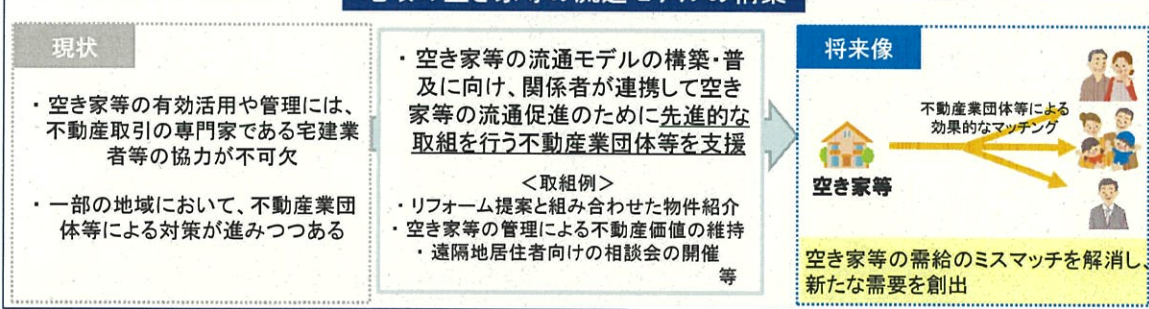
起業等の場として提供

など

- 不動産流通市場活性化による経済効果の発現
- 空き家・空き地等の有効活用の促進

9

地域の空き家等の流通モデルの構築



「全国版空き家・空き地バンク」の構築・運営を行うモデル事業者について

モデル事業者の選定背景について

- ◆ **ユーザビリティの高いサイト構築が可能**
・ 多彩な検索手法やユーザー導線に配慮したサイトを構築することで、利用者の増加に繋がる。
- ◆ **セキュリティの高いサイト構築が可能**
・ 知見を有した大手ポータルサイトによる適切な情報管理がなされているため、物件を掲載する所有者にも安心感がある。
- ◆ **次年度以降も継続的・安定的なサイト運営が可能**
・ 大手不動産ポータルサイトの運営実績があるため、継続して安定的なサイトの稼働が望める。

全国版空き家・空き地バンクを2者が運営する理由

- ◆ **趣向の異なる2つのサイトを構築することで、異なるユーザー層の獲得に繋がる。**

総閲覧者数の増加

成約数の向上が見込める

移住系サイトとの違いについて

事業背景の違い

- 全国版空き家・空き地バンク
↳ **空き家等問題の解決**
- 移住系サイト
↳ **地方創生(移住の促進)**

サイト構築の目的の違い

- 全国版空き家・空き地バンク
↳ **空き家等所有者と購入希望者のマッチングに特化**
- 移住系サイト
↳ **移住に関する具体的な情報・関連サービスの提供**

自治体の役割の重要性

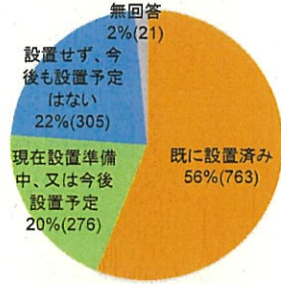
- ◆ **空き家等所有者への利活用にかかる啓蒙活動**
・所有者情報を活用する等、公的立場から空き家等の利活用を促すことができる。
- ◆ **空き家等所有者に対するの安心感(信頼感)による空き家情報の掘り起こし**
・民間不動産業者に対して警戒心が強い所有者が多いため、自治体が介入することで相談しやすい体制を構築できる。
- ◆ **各種補助制度の適用**
・各自治体において取り組まれている各種補助制度は、空き家等の流通促進にかかる有効なツールとなる。

3. 空き家バンク設置状況

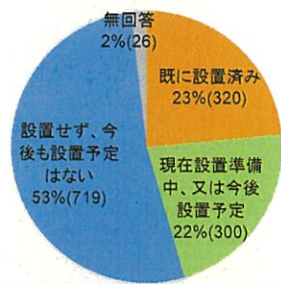
全国都道府県・市町村・特別区1,788自治体を対象にH29.6.28～7.26にアンケートを実施。回答のあったのべ1,365自治体を対象に集計

空き地・空き家バンクの実施状況等

【空き家・空き地バンクの設置状況 (N=1365)】

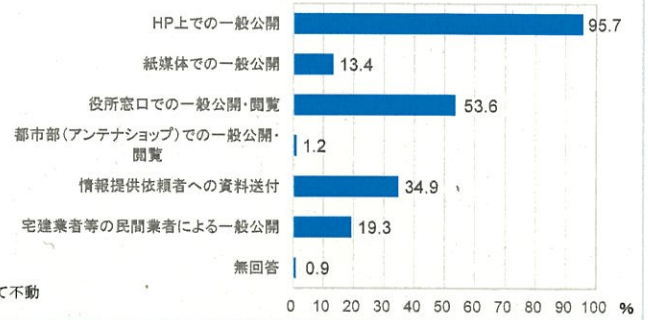


【協議会等※の設置状況 (N=1365)】



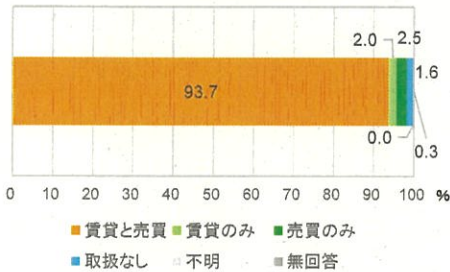
※空き家・空き地等を活用することを目的として不動産関連団体等と構成した組織

【空き家・空き地バンクでの物件情報の提供方法 (N=763)】



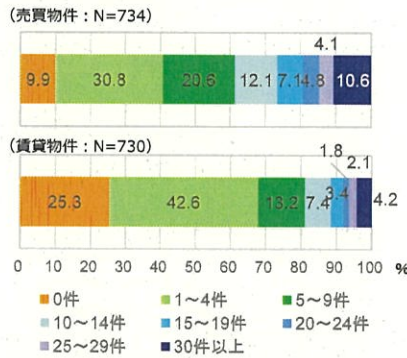
空き家・空き地バンクを通じた成約実績等

【空き家・空き地バンクの取扱物件種別 (N=763)】

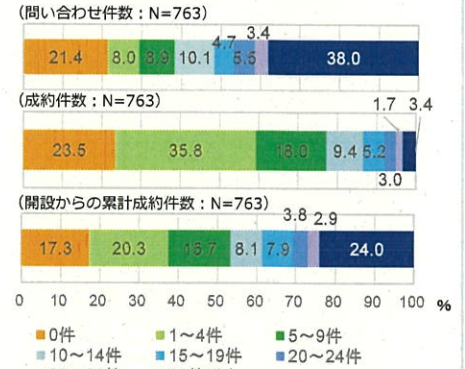


※ 空き家・空き地の両方を含む

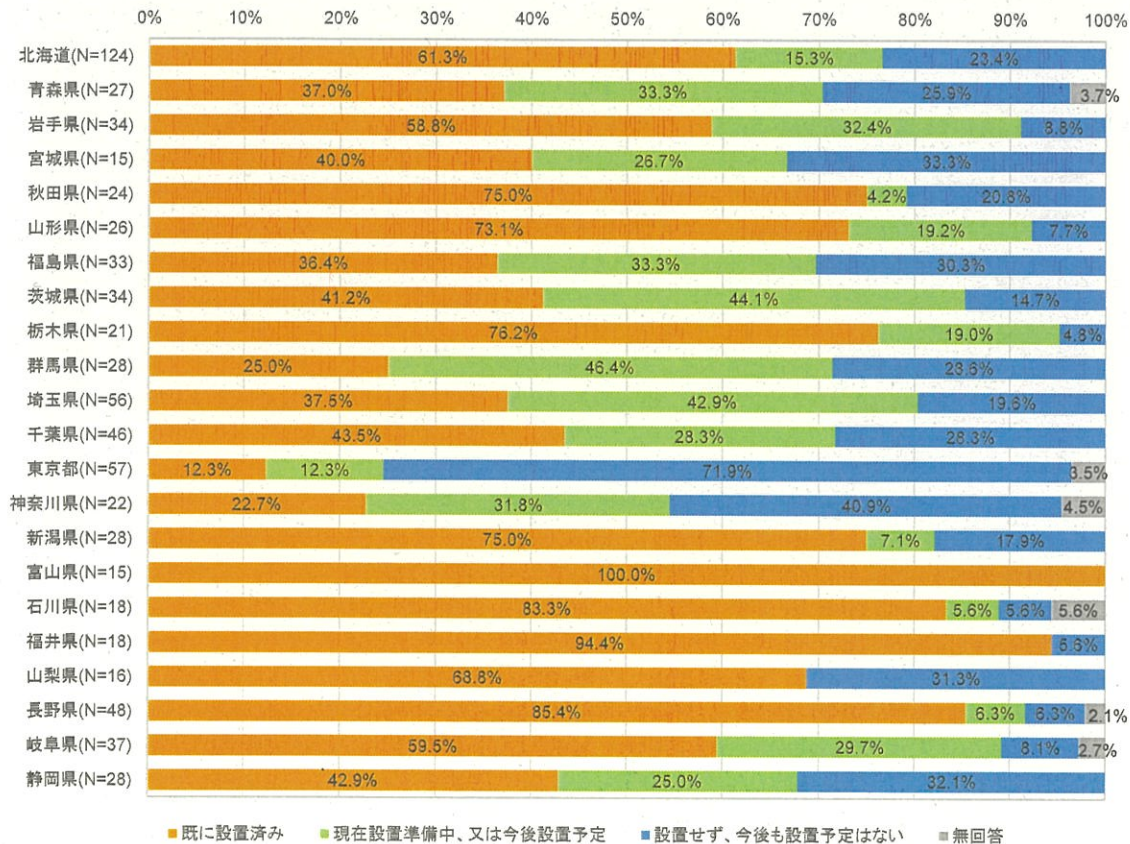
【空き家・空き地バンクの物件登録件数】



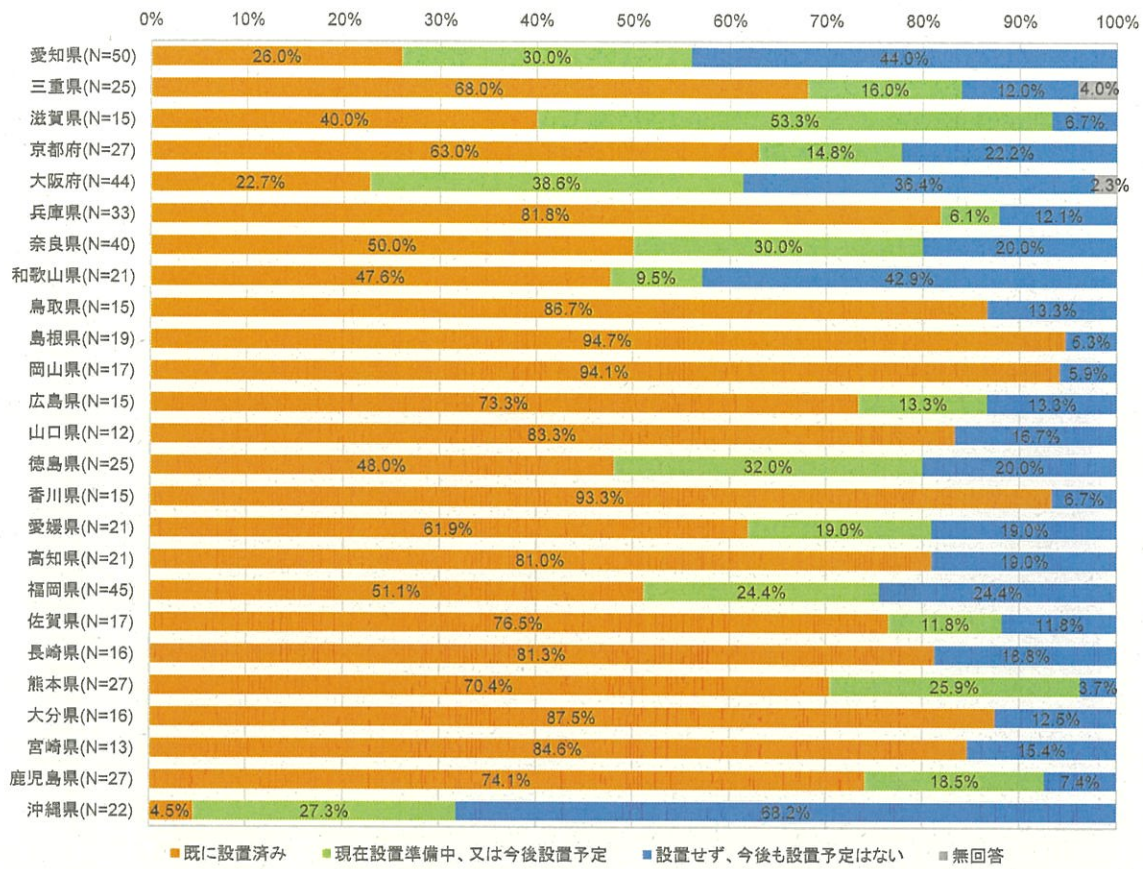
【空き家・空き地バンクの活用実績】



都道府県別の空き地・空き家バンクの設置状況(1)



※都道府県によって自治体の回答率は異なる



※都道府県によって自治体の回答率は異なる

項目	No	質問内容	回答
(1) 運営方法等	1	現状の空き家バンクに加えて事務作業が発生しますか？	全国版空き家・空き地バンクの入力や更新作業が発生しますが、モデル事業者が無償で代行入力を行う予定です。詳しくは各事業者にお問い合わせください。
	2	自治体の空き家バンクに物件登録しているからと言って全国版に掲載できるとは限らないのではないのでしょうか？	掲載する物件選定は各自治体のご担当様にお任せしますので、所有者の意思確認が必要な場合は確認をお願いします。
	3	各自治体ごとに異なる登録項目を全国版で統一することが可能なのでしょうか？	必須項目は「不動産公正取引協議会連合会」の公正競争規約を参考に定めております。詳細はモデル事業者にご確認ください。
	4	全国版がスタートすると各自治体が運営している現行のバンクは廃止になるのでしょうか？	廃止とはなりません。 全国版のスタート後も是非併用してご使用下さい。
	5	登録物件の進捗状況等（成約状況報告等）はその都度モデル事業者から自治体へ報告があるのでしょうか？	問合せは各自治体に入る想定ですので、進捗状況等は各自治体でお願いします。
	6	全国版に参加した場合、地元の協議会に不利益が発生する可能性がありますか？	不利益は発生しません。本取組は空き家取引のフローを全国的に取りまとめるものではありませんので、協議会等との関係は現行のまま変更ありません。
	7	自治体ごとに異なる契約までのフローの取扱いは今後どのようにになりますか？	本取組は空き家取引のフローを全国的に取りまとめるものではありませんので、契約については、各自治体でお願いします。
	8	当自治体は別荘などの2次利用は認めていないため、そのような条件を付加できますか？	各自治体の空き家対策等専用ページにリンクを張る予定ですので、独自ルールを告知し適用することも可能です。
	9	次年度以降の自治体の費用負担はどうなりますか？	各モデル事業者ごとに考え方が異なりますので、それぞれの説明資料をご確認ください。
	10	自治体ごとの助成制度等について全国版に参加することで、制度活用が不可となるような影響はありますか？	特に影響はありません。また、各自治体の空き家対策等専用ページにリンクを張り、各種制度や注意事項を閲覧するように促します。
	11	年度途中での加入や脱退は可能でしょうか？	年度途中での加入や脱退は可能です。ただし、ユーザーの反響を得るためには一定期間ご利用いただくことをお勧めします。
	12	空き家バンクを運営していない自治体であっても「全国版空き家・空き地バンク」への参画は可能でしょうか？	可能です。モデル事業者の開発するシステムに直接情報を登録していただけます。
	13	所有者・宅建業者・市職員で物件案内を行うため、内見予約や日程調整が必要なので、その辺りの告知も可能でしょうか？	各自治体の空き家対策等専用ページにリンクを張り、各種制度や注意事項を閲覧するように促しますので自治体毎の個別対応は可能です。
	14	物件登録するのは自治体と宅建業者のどちらが望ましいでしょうか？	基本的に自治体を想定しておりますが、協議会等が空き家バンクを運営しているケースについても対応可能ですので、モデル事業者へその旨をご相談ください。
	15	参加申込みはどのようにすればよろしいでしょうか？	モデル事業者に直接申し込んでいただきますので、それぞれの説明資料をご確認ください。
	16	所有者に向けた同意書等を統一する予定はありますか？	現状同意書等の様式の統一は検討しておりません。現状の各自治体の様式をご利用ください。

項目	No	質問内容	回答
(2) システム等	1	全国版になると情報量が増加するため物件が埋もれてしまわないでしょうか。(都市部の物件に反響が集中しないか)	ユーザーの興味を引く検索手法等も検討しており、検索性の高いサイトになりますので埋もれる心配はありません。
	2	セキュリティ上懸念されることはありますか?	大手ポータルサイトを運営しているモデル事業者が構築しているシステムですのでセキュリティ対策も万全です。
	3	既に空き家バンクを設置済みの場合は、既存のシステムと全国版を統合することになりますか?	当事業は全国の空き家等の情報を集約し、マッチング力を高めようとするものですので、システム自体の統合はいたしません。
	4	現行の自治体空き家バンクと全国版をシステム連動することが可能でしょうか?	現状はシステム連携を検討しておりません。システム連携等については各モデル事業者にご相談ください。
(3) 登録項目等	1	現状の空き家バンク掲載項目と全国版の掲載項目に差が出ると再度所有者にヒアリングの必要が発生しますか?	必須項目は最小限にとどめる予定ですが、不足があれば、お調べいただく必要があります。項目等の詳細についてはモデル事業者の説明資料をご確認ください。 ※【別紙】必須項目の抜粋版
	2	市の特色や支援制度についてもPRしたいのですが可能でしょうか?	各自治体の空き家対策等専用ページにリンクを張る予定ですので、そちらでPRすることが可能です。
	3	全国版空き家・空き地バンクに掲載する空き家の定義とは?	「その他空き家」とされる物件のうち、原則として「自治体バンク登録認可をしている物件」を対象とします。
	4	「その他空き家」の定義とは?	賃貸用・売買用住宅でなく、また、二次的利用もされていない空き家としています。 例)媒介契約を締結していない物件 民間不動産ポータルサイトに掲載されていない物件
	5	当自治体では空き家バンクに掲載する際に、宅建業者と媒介契約を締結(民間不動産ポータルサイトにも掲載)する決まりになっているが、この場合は全国版バンクに掲載ができないということでしょうか?	掲載は可能です。 ※全国版への掲載物件は、原則として一般市場に広く流通していない「その他空き家」を想定していますが、左記のようなケースの場合については掲載を可とします。詳細については各事業者へ問い合わせ下さい。
	6	同一物件について、athome/LIFULLの各全国版バンクにそれぞれ登録することは可能ですか?	可能です。 是非とも各事業者への物件登録をお願いします。
	7	空き家の掲載基準とは?(耐震性能等)	各自治体の掲載基準に準拠します。
	8	掲載可能な物件種目(用途)とは?	モデル事業者ごとに取扱い種目が異なりますので、説明資料をご確認ください。
	9	価格や賃料はどのように設定したら良いでしょうか?	価格・賃料については所有者へ意向確認を行い、不動産事業者とご相談することをお勧めします。
	10	自治体が掲載している空き家と通常流通している物件が混在しますか?	独立したサイト構成になるため混在いたしません。

項目	No	質問内容	回答
(4) 追記	1	全国版空き家・空き地バンクでのマッチングが決まった場合の仲介手数料はどのような扱いになるのか。	今回はあくまで物件情報の提供のみの取り組みになるため、仲介には一切関与しません。仲介手数料等については、通常取引と同様の考え方で結構です。
	2	現在、各自治体のインターネットのセキュリティが厳しくなっており自分のデスクではインターネットに接続できない状況になっているが、LGWANネットへの対応はするののか。	各自治体のセキュリティ担当に必要な対策を講じていただき、採択した両社の提供するサービスが使用できるような環境設定をしていただきたいと思います。詳しくは、個別に事業者と連携して対応をお願いします。
	3	物件登録先が2事業者あるとその分手間になるので、例えばひとつのフォーマットに入力すると2事業者のサイトに反映されるようなシステムはないか。	統合システムの構想は現時点ではありませんが、要望が多い場合は今後検討していく可能性もあります。一旦は、代理入稿で負担を軽減したいと考えております。
	4	全国版空き家・空き地バンクで対象として考えている「空き家」とは、特措法にあるような1年以上使用されておらず、近隣に迷惑を掛けているようなものも積極的に登録するののか。	放置することが不適切である特定空き家等については、除却等の対応が先決であると思うので、それらの住宅を積極的に登録するものではないと考えています。※除却後の敷地の取引を目的に全国版空き家・空き地バンクへ掲載することは問題ないと考えております。
	5	モデル事業者は空き家の不動産取引にどこまで介在するのか	取引には介在しません。あくまでも全国版空き家・空き地バンクを通した情報発信のみとなります。
	6	空き家については、『「その他空き家」とされる物件のうち、自治体がバンク登録を認可している物件』とQ & Aにあるが、空き地の定義は同様なか。	空き家と同様、「自治体がバンク登録を認可」をしており、市場に流通していない土地と考えています。
	7	今年度国土交通省では新たなセーフティネット制度の方でも空き家の登録・活用の動きがあるが、そちらの動きとの連携はあるのか。	現時点では連動する予定はございません。新たな住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度等を内容とするものであり、地域の空き家・空き地等の情報検索サイトである「全国版空き家・空き地バンク」と直接関係するものではありません。ただし、所有者の意向等により、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を受けた空き家が全国版空き家・空き地バンクに掲載されることはあり得ると考えています。 詳細はモデル事業者に問い合わせして下さい。

項目	No	質問内容	回答
	8	使い分けの参考として、各モデル事業者がターゲットとしている消費者層をご教示いただきたい。	<p>【アットホーム】</p> <p>自治体の発信している情報を探している層、アットホームの通常のポータルサイトを閲覧している消費者層、弊社の不動産総合支援サイトを活用している不動産事業者から繋がる消費者層を想定しています。</p> <p>【LIFULL】</p> <p>LIFULL HOME'Sは買いたい・借りたい・建てたい・リフォームしたい人など住まいに関心のある方にご利用いただいています。それに加えて「移住定住」や「二地域居住」や空き家を利活用したい消費者層を想定しています。</p>
	9	全国版空き家・空き地バンクの掲載物件は通常のポータルサイトでも閲覧可能か。	<p>【アットホーム】</p> <p>通常のポータルサイトで全国版空き家・空き地バンク登録物件の閲覧はできません。あくまでサイト同士の連携（相互リンク）を想定しています。そのため、現状の仕様としては、同一市内の物件を網羅的に閲覧するためには二つのサイトを見ていただく必要がありますが、この部分は今後必要であれば検討したいと考えています。</p> <p>【LIFULL】</p> <p>通常のLIFULL HOME'Sから閲覧はできません。LIFULL HOME'S空き家バンクのリンクを追加するイメージであるが、同一市内の物件を網羅的に見るには、各カテゴリを閲覧していただく必要がございます。</p>
	10	公有地のような公売物件の掲載についてどのようにお考えか。	<p>【アットホーム】</p> <p>全国版空き家・空き地バンクとは別に公的物件情報を公開するサイトを持っているため、そちらで対応させていただきます。</p> <p>【LIFULL】</p> <p>公売物件専用のコンテンツは現時点で用意がないがデータベース化の必要性は認識しており、そのような課題や相談については適宜ご連絡ください。</p>
	11	全国版空き家・空き地バンクサイトリンクを自治体のHPに貼ってもよいか。	問題ありません。
	12	掲載する物件の種目について違いがあるのか。	<p>【アットホーム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○売買物件 <ul style="list-style-type: none"> ・中古戸建・土地・マンション・事業用 ○賃貸物件 <ul style="list-style-type: none"> ・居住用物件（戸建・アパート等）・土地・事業用 <p>【LIFULL】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○売買物件 <ul style="list-style-type: none"> ・中古戸建・土地 ○賃貸物件 <ul style="list-style-type: none"> ・中古戸建・(土地)
	13	NPOにバンクを運営してもらっているが、NPOに入力してもらうことは可能か。	自治体に親アカウントを発行し、NPOに対しては自治体に紐づいたアカウントを発行するのが可能です。個別にご相談下さい。

項目	No	質問内容	回答
	14	2社は民間事業者であり、撤退の可能性もあるのではないかと。リスク管理をどのように考えているか。	アットホーム社とLIFULL社は大手の不動産ポータルサイト運営事業者であり、今後も継続することが可能な団体ということで採択しております。
	15	今回の説明を聞くかぎり、物件登録ができるのは市町村のみであり、宅地建物取引業協会などは物件登録できないということになるのか。	宅建協会が単独で参加することは想定していませんが、自治体に参加いただき、自治体に紐づくアカウントを発行して物件登録や問合せ先を宅地建物取引業協会等が担当するスキームを用意しております。
	16	これからバンクの立ち上げを検討しているが、民間事業者が運営するポータルサイトに、国が関与していること、あるいはしたことを示す、クレジットを入れるなどは検討しているのか。	次年度以降は運営費用も民間事業者が担っていくため、国交省クレジットを入れることは検討しておりません。
	17	来年度以降も、アットホーム・LIFULL以外にも全国版空き家バンクの事業者は増えてくるのか？	国交省が支援するモデル事業者はアットホーム社とLIFULL社のみですが、それ以外の民間事業者の参入を妨げるものではありません。

【別紙①】全国版 空き家・空き地バンク必須項目の抜粋版(戸建て)

項目	全国版空き家・空き地バンクの必須項目	不動産の公正競争規約必須項目	備考
1 広告主の名称又は商号	—	○	問い合わせ先は原則自治体を想定しているため、取引態様等は必須としない。各自治体ごとに宅建業者との関わり合い方がことなるため、各自治体とのリンクを設定し、確認できるようにする。
2 広告主の事業所の所在	—	○	
3 広告主の事務所の電話番号	—	○	
4 宅建業による免許証番号	—	○	
5 取引態様	—	○	
6 物件の所在地	○	○	
7 交通の利便	○	○	
8 土地面積及び私道負担面積	○	○	
9 建物面積	○	○	
10 連棟式であるときはその旨	○	○	
11 借地の場合はその旨及び借地大	○	○	
12 建物の建築年月	○	○	
13 価格	○	○	
14 借地の場合はその旨及び借地大	○	○	
15 入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	
16 情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日	○	○	

平成29年9月14日 時点

【別紙②】全国版 空き家・空き地バンク必須項目の抜粋版(土地)

項目	全国版空き家・空き地バンクの必須項目	不動産の公正競争規約必須項目	備考
1 広告主の名称又は商号	—	○	問い合わせ先は原則自治体を想定しているため、取引態様等は必須としない。各自治体ごとに宅建業者との関わり合い方がことなるため、各自治体とのリンクを設定し、確認できるようにする。
2 広告主の事業所の所在	—	○	
3 広告主の事務所の電話番号	—	○	
4 宅建業法による免許証番号	—	○	
5 取引態様	—	○	
6 物件の所在地	○	○	
7 交通の利便	○	○	
8 土地面積及び私道負担面積	○	○	
9 用途地域及び地目	○	○	
10 建ぺい率及び容積率	○	○	
11 都市計画法その他の法令に基づく制限等	○	○	
12 価格	○	○	
13 借地の場合はその旨及び借地大	○	○	
14 入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	
15 情報登録日又は直前の更新日及び次回の更新予定日	○	○	

項目	全国版空き家・空き地バンクの必須項目	不動産の公正競争規約必須項目	備考
1 広告主の名称又は商号	—	○	問い合わせ先は原則自治体を想定しているため、取引態様等は必須としない。各自治体ごとに宅建業者との関わり合い方がことなるため、各自治体とのリンクを設定し、確認できるようにする。
2 広告主の事業所の所在	—	○	
3 広告主の事務所の電話番号	—	○	
4 宅建業法による免許証番号	—	○	
5 取引態様	—	○	
6 物件の所在地	○	○	
7 交通の利便	○	○	
8 専有面積	○	○	
9 建物の建築年月	○	○	
10 賃料	○	○	
11 礼金等を必要とする時はその旨及び額	○	○	
12 敷金、保証金等を必要とするときは、その旨及びその額	○	○	
13 住宅総合保険等の損害保険等を必要とするときはその旨	○	○	
14 家賃保証会社等と契約することを条件とするときはその旨及びその額	○	○	
15 管理費又は共益費等	○	○	
16 定期建物賃貸借であるときはその旨及びその期間	○	○	
17 入札及び競り売りの方法による場合においては、規則第12条に定める事項	○	○	
18 情報登録日又は直前の更新日及び次の更新予定日	○	○	